

高松市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見等を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成18年2月21日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 大橋光政

平成17年度定期監査結果報告等について

第1 土木部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成16年度および平成17年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
土木部	監理課 (技術検査室) 道路課 交通安全対策課 河港課 建築課 住宅課	平成16年度および平成17年4月1日から同年10月16日までの事務の執行および財務に関する事務の執行	平成17年10月17日から同年12月5日まで

(2) 監査の方法

平成16年度および平成17年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

補助金の交付申請者から提出された着手届等の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項ならびに別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、兵庫町商店街自転車等駐車場施設管理運営事業補助金に係る着手届および勅使町における電力柱・支線の撤去に係る使用公有財産返還届は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届等の文書を受理したときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

（交通安全対策課・住宅課）

イ 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例，同条例施行規則，職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理すべきであるが，河港課の休日勤務・時間外勤務命令簿では支給割合および時間数の認定を誤っているものが，また，建築課の同命令簿では時間数の認定を誤っているものや時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものが，さらに，住宅課の同命令簿で確認者の確認印が押印されていないものが見受けられたので，今後は，これらの規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(河港課・建築課・住宅課)

ウ 変更契約を適正にすべきもの

高松市契約事務処理要綱第63条では、工事等の施行中に設計変更等により契約金額の一部を変更する必要がある場合は、変更契約をするものと規定されているが、道路修繕工事および市営住宅空家改修工事のうち、工期内に変更契約を締結すべき事由が発生したにもかかわらず、設計変更等による変更契約を締結しないまま、別途、追加工事を発注しているものが見受けられたので、今後、同種の変更契約を締結すべき事由が発生した場合には、同規定に基づき、適正に変更契約を締結されたい。

(道路課・住宅課)

エ 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合には、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、高松市高齢者交通安全自転車大会競技場フロアマット設営等委託の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、業務委託契約を締結しようとする場合には、委託料の

積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規定等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(交通安全対策課)

オ 補助金の概算交付の理由を明記すべきもの

兵庫町商店街自転車等駐車場施設管理運営事業補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定等を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているが、同補助金交付決定伺決裁には、同項に規定する特に必要があると認める理由が記載されていないので、今後は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

(交通安全対策課)

カ 工事変更契約に係る執行伺決裁を受けるべきもの

女木港消波ブロック移設工事については、設計変更により設計金額を増額し、変更契約をしているにもかかわらず、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1執行伺の表第15項の規定に基づく、変更契約に係る執行伺決裁を受けていないので、今後、同種の契約事務を執行する場合は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(河港課)

キ 見積徴取伺決裁の事務処理を適正にすべきもの

旭ヶ丘団地エレベーター点検業務委託の見積徴取伺決裁では、随意契約の根拠規定を誤って記載しているので、今後、同種の契約を締結するに当たっては、決裁に正当な根拠規定を記載し、地方自治法その他の関係諸規程の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(住宅課)

ク 使用料および督促手数料の払込手続きを適正にすべきもの

平成17年度6月分の高松市市営住宅使用料の領収書、払込書および収納金報告書を監査したところ、払込総額は合致しているが、払込書および収納金報告書の内訳(住宅使用料および督促手数料)に記載誤りが見られたので、今後、収納金に係る事務は適正にされたい。

(住宅課)

ケ 行政財産目的外使用許可に係る決裁行為等を適正にすべきもの

行政財産の目的外使用許可(内容変更を伴わない延長または更新の場合を除く。)に係る事案の決裁については、高松市文書規程第16条および別表第2管財の項第1号の規定に基づき、財産活用課長等の審査を受けなければならないが、高松市上之町二丁目の上水道引込工事に係る行政財産の目的外使用許可伺決裁では、これらの審査を受けていないので、今後、同種の決裁を受けようとする場合には、関係諸規定に基づき、適正に事務処理されたい。

また、当該許可に伴って、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項の規定により行政財産使用許可台帳を調整しなければならないが、同台帳が調整されていないので、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(住宅課)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

見積徴取伺決裁の事務処理を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

小坂排水路実施設計業務委託の見積徴取伺決裁は、随意契約および連帯保証人の根拠規定を誤って記載しているので、今後、同種の契約を締結するに当たっては、決裁に正当な根拠規定を記載し、地方自治法その他の関係諸規程の規定に基づき適正に事務処理されたい。

(イ) 措置された内容

木太町排水路改修工事の実施に伴う見積徴取伺決裁には、随意契約の根拠規定を地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、連帯保証人を立てさせない根拠を高松市契約規則第26条第1項第3号とした。

(河港課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 港湾・漁港施設の使用許可申請等の受付について

市が管理する港湾施設等を使用しようとする者から提出された係船許

可申請書および市漁港施設利用届を監査したところ，使用期日経過後に申請書等を提出したもの，申請書等の一部を鉛筆で記載したもの，押印がないもの，收受印がないものなど適正性を欠くにもかかわらず，これらを許可しているものが見受けられたので，今後，申請書等の受付事務に当たっては，その申請内容の確認を十分に行い，適正性を欠くものは訂正を求めるなど，適正な事務処理に努められたい。

(河港課)

(2) 工事請負に係る契約事務の効率化について

立石港外2港看板設置工事および高松漁港外3漁港看板設置工事については，工事の内容および工期が同じものを2件の契約にしているが，このような契約事務処理は，効率性および経済性の観点から適切ではないと考えられるので，今後，類似性のある複数の工事請負契約を締結しようとする場合は，これらをまとめて契約を一本化するなど，経費の節減や事務の効率化を図り，より適切な事務処理を検討されたい。

(河港課)

第2 都市開発部定期監査の結果に関する報告

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成16年度および平成17年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間	
部 課 等	事 務		
都 市 開 発 部	都 市 計 画 課 (交 通 政 策 室) 都 市 再 開 発 課 太 田 第 二 土 地 区 画 整 理 事 務 所 建 築 指 導 課 公 園 緑 地 課 (玉 藻 公 園 管 理 事 務 所)	平成16年度および平成17年4月1日から同年11月20日までの事務の執行および財務に関する事務の執行	平成17年11月21日から平成18年1月11日まで

(2) 監査の方法

平成16年度および平成17年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に

努められたい。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの

検査員および検収員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後は、同規定に基づく決裁を受けられたい。

(都市計画課・太田第二土地区画整理事務所・建築指導課・公園緑地課)

イ 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

休日勤務・時間外勤務は、職員の給与に関する条例、同条例施行規則、職員の時間外勤務の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理しなければならないが、都市計画課および交通政策室の休日勤務・時間外勤務命令簿では支給割合および時間数の認定を誤っているものが、建築指導課の同命令簿では時間数の認定を誤っているものが、また、都市再開発課の同命令簿では庁外における勤務場所の記載のないものが、さらに、公園緑地課の同命令簿では時間外勤務の確認者による確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき適正に事務処理されたい。

(都市計画課・交通政策室・都市再開発課・建築指導課・公園緑地課)

ウ 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

業務委託契約の受託者から提出された完了届等の受理に係る事務の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項ならびに別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者(主管課長)までの決裁を受けなければならないが、番町交差点エレベーター上屋清掃業務委託に係る作業完了報告書および今里・南部集会場消防設備点検業務委託に係る完了届については、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、これらの文書を受理したときは、同規定に基づき適正に事務処理された

い。

(都市計画課)

エ 普通財産の貸付けに係る事務処理を適正にすべきもの

普通財産の貸付けに際し、借受願人から提出させる普通財産借受願には、高松市公有財産事務取扱規則第27条第2項の規定に基づき、連帯保証人を立て、連署させなければならないが、高松市丸の内の宅地に係る借受願には、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同貸付契約何決裁には必要がないと認める理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

(都市計画課)

オ 行政財産使用許可台帳を調整すべきもの

高松市立中央駐車場等に設置されている携帯電話中継器等については、高松市公有財産事務取扱規則第26条の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可を行っているが、同条第4項に規定する行政財産使用許可台帳を調整すべきところ、普通財産貸付台帳を調整しているので、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(都市再開発課)

カ 普通財産の貸付契約を締結すべきもの

普通財産である元香西南部ポンプ場敷地に設置されている電力柱等については、設置者から行政財産使用許可申請書の提出があり、行政財産の目的外使用許可として処理しているが、今後は、高松市公有財産事務取扱規則第27条および第29条の規定に基づき、普通財産借受願を提出させ、貸付契約を締結されたい。

(都市再開発課)

キ 履行遅延による遅延利息を適正に約定すべきもの

高松市契約規則第35条では、契約者が契約期間内に義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合を乗じて得た額を遅延利息として徴収する旨をあらかじめ約定しなければならないと規定しているが、保留地(抽選・先着順)広告用立看板製

作業業務委託に係る請書および保留地広告用のぼり製作業務委託に係る請書については、遅延利息を付して履行期間を延長することができる旨を定めているものの、遅延利息の率が約定されていないので、今後は、同規定に基づく遅延利息の率を約定されたい。

(太田第二土地区画整理事務所)

ク 起案に係る事務処理を適正にすべきもの

高松市文書規程第15条では、起案は、事案の件名、起案理由等を統合文書管理システムに登録し、同システムから出力された起案用紙を用いて行わなければならないと規定しているが、太田第二街路築造工事(101工区)の実施に伴う見積徴取伺決裁では、従前の起案用紙を使用していることから、今後は、同規定に基づき、必要事項を同システムに登録するなど、適正に事務処理されたい。

(太田第二土地区画整理事務所)

第3 今回の監査を踏まえての総括的意見等

1 公有財産事務処理に係る取扱いの適正性確保について

今回の土木部および都市開発部ならびに今年度の教育委員会文化部および教育部の定期監査において、新規の電柱等設置に係る行政財産目的外使用許可伺決裁であるにもかかわらず、高松市事務決裁規程に基づく専決者までの決裁を受けていないものや、高松市文書規程に基づく財産活用課長等の合議を受けていないものが見受けられた。また、使用を許可している電柱等の撤去および近接地での新設で、それらの数量が同数の場合、使用公有財産返還届や行政財産使用許可申請書の提出を求めず、使用公有財産原形変更承認願を提出させるなど、その事務処理に適正性を欠く事例が見受けられた。

公有財産を総括的に管理する課にあっては、このような事実を踏まえて、公有財産の適切な管理を行う上においては関係部局による適正な事務処理が不可欠であることから、公有財産の関係諸規定に基づく適正な取扱いの周知徹底に努められたい。

2 要綱の適正な整備について

土木部および都市開発部の定期監査において、事務の取扱い等を定める要綱の条文の中で、引用している法令等が既に廃止されているものや、改正により条項が変更されてにもかかわらず、当該条文に所要の改正がなされないまま、運用しているものが見受けられた。

要綱等を所管する部局にあっては、その制定趣旨を鑑み、適正な事務処理のため、引用している法令等の改正には細心の注意を払い、当該法令が改正されたときは遅滞なく、要綱を整備し、適正な事務の執行を図らるたい。

第4 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 中小企業指導団体補助金の交付事務処理手続の根拠を明確にすべきもの

(1) 改善を要する事項

中小企業指導団体補助金は、高松市中小企業振興条例および同条例施行規則の関係諸規定に基づき交付されているが、これらの規定に定めのない交付事務手続については、高松市補助金等交付規則の規定の一部を適用して、補助金等交付指令書により、補助金を概算交付する旨を通知している一方、同規則に定める交付決定通知などはされないまま事務処理されている。

しかしながら、このような取扱いについて、同補助金交付決定伺決裁に明記しておらず、何ら明確な根拠が示されていないので、今後、同補助金を交付しようとする場合は、決裁にその根拠を記載するなど、事務処理手続を明確にされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年12月22日）

平成15年度の補助金交付事務から、高松市補助金等交付規則の規定の一部を適用して、交付決定通知および補助金等交付指令を行うこととした。

（産業部商工労政課）